第43号 平成29年12月1日号



淵實ध器也》《今一信念》

暮らしのスクラム



光回線の契約トラスル多発!

大手電話会社が光回線サービスの卸売を始め、他の事業者が光回線と自社のサービスをセットにして販売することができるようになりました。

しかし、それに伴い事例のような相談が増えています。

事 例

大手電話会社名で「新サービスです」と電話があり、長年契約している会社 だと思って話を聞いた。

「安くなる」という説明を受け、言われるままパソコンを操作して、

転用承諾番号をインターネットで取得し、業者に伝えた。

しかし、届いた登録完了通知を見たら、大手電話会社とは 別会社との契約であることが分かった。

《ポイント》

- ●大手電話会社から他の事業者に乗り換える場合は、転用承諾番号の取得が必要で、 大手電話会社との契約はなくなります。
- ●「安くなる」と言われても、他のサービスとのセット契約でかえって高額になったり、 現在契約している サービスの解約料金が発生したりする場合があります。
- ●勧誘を受けた際は、必ず契約先の事業者名、サービス名などの契約内容を確認しましょう。

契約するときは、現在の契約内容をまず確認!
そのうえで新しい契約と比較・検討しましょう。

※契約書面を受け取って8日以内であれば、初期契約解除という制度が利用できる場合もあります。詳しくは消費生活センターへお問い合わせください。



発行:東大阪市立消費生活センター 電話番号・所在地など、詳しくは裏面をご覧ください!

消費生活センターご案内



〈消費生活相談窓口は〉

●電話

072-965-0102

●受付時間

午前9時30分~午後4時まで (土・日・祝日を除く)

- ※ 来所相談の場合は、事前に電話予約してください。
- ●交通:近鉄奈良線若江岩田駅下車 北へ徒歩約5分

〒578-0941 東大阪市岩田町5丁目7番36号

東大阪市立消費生活センター TEL 072-965-6002(事務所) FAX 072-962-9385 開館時間 午前9時から午後5時30分まで

- … 相談窓口ではこんなことをしています …
- ◆ 自主交渉の助言………消費者がご自分で解決できる方法を助言します。
- ◆ 苦情処理のあっせん……契約に問題があれば、必要に応じて事業者とのあっせんをいたします。
- ◆ 専門機関の紹介・・・・・・・センターでお受けできない相談は、専門機関をご紹介いたします。
- ◆ 消費生活にかかわる情報提供など
- ★消費生活センターでお受けできない相談
 - ◆ 事業者からの相談
 - ◆ 個人間のトラブル
 - ◆ 行政への苦情
 - ◆ 損害賠償の請求



〈土曜・日曜の相談窓口〉

土曜日···(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 ☎06-4790-8110

午前10時から午後4時まで

日曜日…(公社)全国消費生活相談員協会 2006-6203-7650 午前10時から午前12時(正午)まで、午後1時から午後4時まで